

公益財団法人 基督教イースト・エイジャ・ミッション 山上国際学寮規則

第1章 目的

第1条 山上国際学寮は、国際相互理解の促進および諸外国との文化・芸術の交流のために、日本人の学生と諸外国の留学生寮の事業であり、日本人研究者と諸外国の研究者も受け入れ、学際研究事業を行う学びの場でもある。本寮の方針をまとめた銘文として「Unity and Diversity Life for Tomorrow」を山上国際学寮の全活動にて尊重する。

第2条 本寮は、公益財団法人基督教イースト・エイジャ・ミッション（以下財団）が公益事業として開設したものである。財団の設立趣旨を踏まえて、また明治時代以降「富坂」における東亜伝道会の社会問題への積極的な取り組み精神をも継承する形で運営するために、山上国際学寮運営委員会を置き、そのメンバーは財団理事会によって任命され、委員長以下4～5名の委員によって構成され、当学寮を運営する。

第2章 寮生の資格

第3条 本寮の寮生資格は、次の各項に該当するものとする。

1. 東京都下の大学等に在籍する研究者および学部4年生以上および大学院生と研究生の学生。国籍を問わない。
2. 留学生の場合、在留資格として、「留学」ビザを有する者。外国人研究者の場合、「研究員」ビザまたは「教授」ビザなどを有する者。
3. 勉学の意志を持ち、共同生活による国際交流を通して自分を作り上げていくことを望む者。
4. 山上国際学寮規則を守る者。
5. 入寮面接を経て、連帯保証人を提示し、入寮許可を得た者。

第3章 定員

第4条 本寮の寮生定員は、30名（子供は別）とする。

第4章 募集方法および選考

第5条 本寮の寮生募集に際しては、ホームページによる案内と並びに、都下の大学に募集の掲示をし、新聞紙上に募集を掲載する。

応募者は入寮申込書(付則、様式1)、在学証明書、(日本人でない場合)外国人登録書証明書、身元保証書(付則、様式2)を山上国際学寮運営委員長に提出しなければならない。

第6条 山上国際学寮運営委員会及び寮長は、第3条の規定に従い、応募者の面接を行い、選考し、入寮の可否を決定するものとする。

第7条 入寮を許可された者は、誓約書(付則、様式3)を山上国際学寮運営委員長に提出するものとする。入寮を許可された者は、在学期間あるいは研究員契約期間の終結まで寮に住むことができる。最低在寮期間は3ヶ月とする。

第5章 寮費および水道光熱費

第8条 寮生は、毎月10日まで別紙に定められた寮費と共益費、そして前月分として寮長より請求された水光熱費(実費)を納入するものとする。

第6章 寮生活規則

第9条 寮生は、寮の設立精神をよく理解し、自治を重んじ、共同生活を円滑にするために月一回、寮生会を開き、出席するものとする。それ以外、富坂キリスト教センターとの協力で開催される講演会、公開研究会に積極的に参加するものとする。寮生活上のすべての問題に対しては寮長との相談ができ、研究論文の日本語指導をしてもらいたい場合、その旨を寮長に伝え、寮長は運営委員会と協力して相応しい者を紹介するように努力をする。

第10条 寮に家族、友人その他を泊めることはできない。寮内の什器、備品を破損し

た場合は弁償する。寮生活において、防災、清掃、ごみ処理などは、地域と当館の規則に従う。

第7章 退寮

第11条 第6章第9条および第10条に定める規則に違反した場合、あるいは長期にわたり寮費を滞納している場合、寮生は退寮を命じられることがある。

第12条 寮生は、入寮期間満了前であっても、退寮1ヶ月前までに、寮長に対し書面で退寮を予告して退寮することができる。ただし、寮生は予告にかえて寮費1か月分相当の金員を支払い、直ちに退寮することができる。

第13条 本規則は、2009年4月1日より施行する。